

# 東洋學報 第十六卷第一號

大正十五年十月

## 高句麗の五族及び五部

池 内 宏

魏志卷三の高句麗傳はいふまでもなく三國時代の此の國の状態を述べたものであるが、  
其の一節に

本有五族、有涓奴部、絶奴部、順奴部、灌奴部、桂婁部、本涓奴部爲王、稍微弱、今桂婁部代之……  
王之宗族其大加○加は豪族の義皆稱古雛加、涓奴部本國主、今○三國時代雖不爲王、適統大人得稱  
古雛加、亦得立宗廟、祠靈星社稷、絶奴部世與王婚、加古雛〔加〕之號、

とある。後漢書卷一五の高句麗傳は全體が魏志の文を取つたものであるから、此の部分も同じい。たゞ涓奴を消奴に作つただけの違ひがあるだけである。われ／＼の注意を惹くのは唐の章懷太子高宗の子の註であつて、それに

按、今○唐初高麗五部、一曰内部、一名黃部、卽桂婁部也、二曰北部、一名後部、卽絶奴部也、三曰東

高句麗の五族及び五部

第一六卷



と題する一節に於いて、後漢書の章懷太子の註にいふところを其のまゝ承認し、前掲の麗紀及び我が史籍の關係記事を參照して、麗紀の貫那、桓那、掾那は、それ〴〵魏志の灌奴、涓奴、絶奴であるべきこと、——貫那と桓那とは字音の上から、掾那は數、高句麗の王家と婚姻を通じたものであるといふ事實の上から、——國史に見えない左部と右部とは、東部西部の別名であり、上下二部は五部以外のものであつたかも知れぬこと、内部一名黃部といふ部名は麗紀にも國史にも見當らないが、これは高を以て氏とする王族である關係から部名を掲げなかつたのであつて、麗紀及び國史にたゞ高某と記るしてある高句麗人は、大抵内部即ち桂婁部の人であらうこと、等を指摘せられた。白鳥博士の説は、高句麗の丸都城と國內城とが別別の都城でないことを考定せられた論文の中に見えてゐる。博士は、桂婁部が涓奴部に代つて高句麗の主人となつたといふ魏志の所傳に、王統變革の意義あることを認めず、實は王家の所在地の變更、即ち伊夷模が拔奇と争つた結果、沸流水、修佳江の流域を去つて、鴨綠江畔の丸都城（通溝）に新都を創めた事實をかう傳へたのであらうといひ、隨つて魏志の五部は部族固有の名稱ではなく、行政區劃の名と解すべきものでなければならぬとし、更に之を確かむる爲めに、桂婁部以外の四部の名なる絶、順、涓、灌は、それ〴〵後、左右南を意味する高句麗の土語の音譯であつて、其の各に附せられた「奴」も今日の朝鮮語で四方を表はす *nu* に相當する高句麗語であらうといふ言語學上の考察を下し、そこで、魏志に高句麗の五部族として記るされたものは、伊夷模が丸都の地に新都を創めたとき、こゝを中心として國內を五區に分つた

行政區劃に他ならぬと斷ぜられた。簡単にいへば、白鳥博士は唐初に於ける高句麗の五部の制を魏志の五部族其のものであるとした章懷太子の説を承認すると同時に、之に對して徹底した説明を與へようとせられたのである。しかし、魏志に「本有五族」といひ、且つそれ等の二三に關して「本涓奴部爲王、稍微弱、今桂婁部代之」とも、或は「涓奴部本國主、今雖不爲王、適統大人得稱古雛加」とも、又た「絶奴部世與王婚、加古雛加之號」とも叙べてある高句麗の五部族を、伊夷模の遷都の際から創められた行政區劃とするのは頗る無理な解釋であるから、今西博士は章懷太子の説に誤があるとして、此の註に重きを置かない第三の説を立てた。雜誌史林に掲げてある「高句麗五部考」がそれであつて、高句麗の上世の五族と後代の五部とは全く性質を異にし、五族と呼ばれたものは部族であり、五部は王都内の行政區劃であると同時に貴人の部別即ち組別であるといふのが其の結論である。

さて魏志の記載の文面に依つて五族の性質を推すと、それは三國時代の前後に互つて高句麗族の間に存在した *clan* であるやうに見える。然かも五行思想に本づいて五方に配當せられた行政區劃らしい様子は全くないのであるから、余は今西博士の如く之を章懷太子の註から切りはなして考へることに躊躇しない。高句麗は夫餘族の一部が南下し、漢の眞番郡を倒して佟佳、鴨綠、二江の流域に國を建てたのであるが、*clan* の制は其の當時からあつたのではあるまいか。此の方面の地形が魏志に「多大山深谷、無原澤、隨山谷以爲居、食澗水、無良田」と記るしてある如くであるのに依つて、察すると、眞番郡の漢人を驅逐した高句麗人は、

同時に濊貊の土民を服従させ——所謂下戸の大部分は被征服者たる此の土民であらう——山間の溪谷のめぼしい處、即ち恐らく故郡の屬縣の置かれてあつた處に分居し、各邑落を形づくつたが、其の小團體がまた各別の酋帥の下に、血族的に——或は祖先を同じくするといふ傳説の下に——結びついてゐた關係から、そこに幾つかの *clan* ができたのであらう。

麗紀の掾那貫那藻那等の諸部に關する記事は、直ちに歴史的事實として取扱ふべきではなからうから、姑く問題外に置くとしても、それから窺はれる諸部の性質は、やはり *clan* であるらしく、又た後漢書高句麗傳に「建武二十三年冬、句麗蠶支落大加戴升等萬餘口、詣樂浪內屬」とある蠶支落といふ大部落も、一の *clan* と見て差支へないやうである。若しさうとすれば、魏志の五族は、三國及び之に先だつ或る時代の狀態に於いて、當時存在した若干の部族の中、特に著しいものゝ名を傳へたのであつて、全體の數はもつと多かつたと同時に、それが建國以來の長い時代を通じて一定してゐたわけでもあるまい。——此の事は今西博士も同じ考を述べてゐられる。——而して部名の下に附せられた魏志の「奴」即ち麗紀の「那」は、*clan* を意味する、方位と關係ない高句麗語であつたのではあるまいか。

然らばかういふ五族と異つたものであるべき高句麗の五部は、王氏高麗の時、開京を東南西北中の五部に分ち、之を小別して坊及び里とした所謂五部坊里の制、及び其の制を受けた李氏朝鮮の漢城府の五部と同じ性質のものであつたのであらうか。或は渤海國の五京上中東西南の制の如く、廣く國內を五區に分つた行政上の區劃であつたのであらうか。今西

博士は前者であると同時に、貴人の組別であるとしてられたのであるが、これは更に進んで考へて見なければならぬ問題である。

## 一一

高句麗の五部に關しては、章懷太子の註の外に、二三の注意すべき記事がある。北史卷九高句麗傳に、其王好修宮室、都平壤城、亦曰長安城、……其外復有國內城及漢城、亦別都也、其國中呼爲三京、復有遼東、玄菟等數十城、皆置官司以統攝、……復有內評、五部、褥薩といひ、これと略、同じい隋書卷八高麗傳の記事には、問題の箇所、に、内評に對する、外評の文字を加へて、復有内評、外評、五部、褥薩とある。舊唐書卷一九高麗傳に、其官大者、號大對盧、……對盧以下官總十二級、外置州縣六十餘城、大城置儔薩一、比都督、諸城置道使、比刺史、其下各有僚佐、分掌曹事とあり、別に高句麗滅亡後の唐の處置を叙べた條に、高麗國舊分爲五部、有城百七十六、戶六十九萬七千、乃分其地、置都督府九州、四十一縣、一百、又置安東都護府以統之、擢其酋渠有功者、授都督、刺史及縣令、與華人參理百姓、乃遣左武衛將軍薛仁貴總兵鎮之とあるが、五部と儔薩との關係に觸れた文字はない。しかし貞觀十九年の安市城攻撃の記事の中に、高麗北部儔薩、高延壽、南部褥薩、高惠真、率高麗靺鞨之衆十五萬、來援安市城と見える。而して本書百濟傳の百濟討平の條に、其國舊分爲五部、統郡三十七、城二百、戶七十六萬、至是乃以其地分置熊津、馬韓、東明等五都督府、各統州縣、立其酋渠爲都督、刺史及縣令、命右衛郎將王文度爲熊津都督、總兵以鎮之



\*其國以下こゝに至るまでの數句は、魚豢の魏略の文をそのまま取つたのであらう。しかし前掲の魏志の記事、魏志の原據はいふまでもなく魏略を参考しなければ全く意義の通ぜぬほど誤脱が多い。これは傳寫の際に生じたのであらう。

翰苑の註の「高麗記は、また高麗記に作り、高麗の條にかなり多く引用せられた書である。何人の撰であるか、完本が傳はらないからわからぬけれども、殘存する部分の内容から推すと、唐の初め、高句麗のまだ滅びない間にできたものらしい。「部貴五宗」の註の首には「魏略曰」とあつて全文を魏略から取つたやうに見えるが、しかも「五部皆貴人之族也」以下の文字が魏略になかつたものであることは、魏志の五族に關する記載に照して疑ないから、高句麗の五族（三國時代の）を説明して「五部皆貴人之族也」といひ更に之を内、北、東、南、西、一名黃、後、左、前、右の五部の各に配當した此の註の原據は、前條「官崇九等」の註の如くやはり高麗記であらうと思はれる。それから杜佑の通典卷一八六の高句麗の條には、

其諸大城置僱

内屬反

薩、比都督、諸城置處閭近支、比刺史、亦謂之道使、……又其國有五部、皆貴

人之族也、一曰內部、卽後漢時桂婁部也、二曰北部、卽絕奴部也、三曰東部、卽順奴部也、四曰南部、卽灌奴部也、五曰西部、卽消奴部也、

と見え、翰苑の註に對して目新しい事實を傳へてゐないばかりでなく、全體がより簡單である。これは専ら高麗記を憑據とし、其の文を節略して傳へたに過ぎまい。——道使の高句麗名は、通典に處閭近支とあるのが正しく、翰苑の註に近支の二字のないのは傳寫の際の誤脱

であらう。——而して例の章懷太子の註も、其の本を原ねると、やはり此の高麗記に他ならぬのであらうと思はれる。

そこで前に述べた如く舊唐書の文から窺はれる高句麗滅亡前の五部は、其の全土を五區に分つた行政上の區劃らしいのに、それがやがて「貴人之族」であるとしたならば、相互の關係をどう見るべきであらうか。二つの概念を結びつけようとしても、たやすく結びつきさうもない。余は魏志の五族を、章懷太子の註から引きはなして、五部とは全く性質の違ふ *clan* であるとしたが、斯くの如く此の註に高麗記といふ據所のあることを知り、ちよつとたじろがなければならなくなつた。即ちこゝに新しい疑問を生じたわけである。

しかしよく注意して翰苑の本文と註とを合せ讀むと、此の疑問は直ぐ解けよう。翰苑は唐書<sup>九卷</sup>五藝文志の類書類、宋史<sup>卷七二</sup>七藝文志の類書類に著録せられ所謂類書に屬する書ではあるが、全篇通じて駢儷體の賦であるから、史料としての價値は殆んど皆無である。其の各の句の中に含まれてゐる史上の事實については、註者雍公叡が一々出典の名并に原文を示した如くであつて、即ち高句麗の條に於いては、前後漢書の地理志并に東夷傳、魏志、南齊書の東夷傳、魏書の東夷傳、十六國春秋、高麗<sup>麗</sup>記等の書の特別なる箇條が、例へば、仁隨萬物自扇九種之風、俗異三方、猶祖八條之教<sup>前漢書地理志燕の條及び後漢書東夷傳の序に本づく</sup>といふ類の筆のすさびに利用せられてゐるのである。「官崇九等」といつたのも、其の本づくところは高麗記であつて、高麗記には一品官に相當する吐挾<sup>舊名大對盧</sup>から九品官に相當する先人までの官職名總て十

四の本名及び別名を列擧してある。——通典は別名を省略し、且つ正八品と從八品とに相當する過節と不節とをまとめて、不過節といふ一官にした。——魏志に記るされてある三國時代の高句麗の官職は、其官有相加對盧沛者古維加主簿優台丞使者皂衣先人尊卑各有等級であつて、官名の數は九であるが、翰苑の撰者張楚金は此の三國時代の官について「九等」といつたのではないらしい。それは高麗記の文に一々品級を示してあるばかりでなく、最初に「建官有九等」とことわつてあるのを參照して明かである。即ち所謂「官崇九等」は唐初の高句麗の官職に關する記事と見るべきである。然らば之と相並んだ次の「部貴五宗」も、やはり唐初の事實に本づいた文字であらうか。高麗記の一節であるべき其の註には、消奴部等の五部族の事を叙べた魏略の原文を引き、それに「五部皆貴人之族也」と附け加へてあるが、これは魏略を參取した高麗記の撰者が其の内容、即ち桂婁部と消奴部(魏志の消奴部)とが三國時代の高句麗の新舊の王家であつたこと、絶奴部が世々通婚の家柄であつたこと等の事實から歸納し得た五部の性質の説明に他ならぬのであつて、行政區劃としての唐初の五部とは何の關係もない文字でなければならぬ。随つて此の高麗記の文に本づいた所謂「部貴五宗」は、三國時代の事であるのである。然るに通典の編者杜佑は、高麗記を憑據として唐代に於ける高句麗の官職を叙述しながら、魏略は唐代のものでないから、勝手に其の文を省略し、突然、又其國有五部、皆貴人之族也」といひ、次に内北東南西の五部の名を五族に配當して掲げた。今西博士が五族ならざる五部を、行政區劃であると同時に、貴人の部別即ち組別であるとせら

れたのは、此の通典の文に捕はれたのであらう。

又た今西博士の見に依ると、高句麗の五部は國都の内に限られてゐた行政區劃の稱である。即ち博士は、五部は都城内の區分にして、且つ貴族の組別なり、而して其重きが貴族の別に置かれたるものなること論なしといひ、又た、高句麗五部が地方名として史上に見ゆるもの無し。此五部にして全國内の行政區劃たりしならんには、必ずや其意味に於て史上に表るべきに當り、絶えて之を見ざるのみならず、國の東方を國東例、廣開土三年といひ、南方を國南例、安原五年といふ、其の邊を南鄙、北鄙と記せる如きは、之が全國に互れる行政區劃にあらざる一例證となすべし。周書北史によれば、高句麗は平壤、國內城、漢城を以て三京と稱せり、高句麗は五行説を奉信して國土を區劃せるものにあらざるなり、王都以外には六十餘城時代によりて數に異なりを置き、大城には橐薩を置き、小城には處閭、近支を置きて統治せしものにして、地方は、五部の行政區劃とは全く關係なきものなり」と論ぜられた。而してさきに吾人の注意を引いた舊唐書並に唐書通典等の、太宗貞觀十九年に於ける安市城攻撃の記事の中に見ゆる高句麗の二將、北部、傳薩、高延壽、南部、橐薩、高惠貞唐書及び通典に貞を眞に作るに對しては、五部が貴人の組別であることを頭の中に入れてゐいて、高句麗に於ては百濟、新羅と同じく其人の部名を官職の上に冠する例より推せば、北部、橐薩、高延壽は、正しくは北部、高氏、橐薩、延壽なりといふ解釋を與へ、五部に關する舊唐書の記事、高麗國舊分爲五部、有城百七十六、戶六十九萬七千について、百七十六城を五部に分てる如く記せるは、誤謬と斷じ去り、是等を主要なる前提として上の

考説を立てられたのである。しかし余は思ふ、高句麗の領土がもと五部に分れてゐたと明白に記されるのであるのを、強ひて誤謬とするのはいかゞであらう。それは文面通りに解釋して地方行政區劃を説明した記事とするのが妥穩である。而して北部僞薩高延壽南部僞薩高惠貞については、前掲の北史隋書等の文に「五部褥薩」とあるのを參照して彼等を地方行政區劃としての北部南部等の都督と見る方が遙かに自然である。だから余は今西博士の上の説に同意し難い。又た五族と五部とを區別するのが今西博士の根本の考である以上、五部が王都の區劃であつたにしても、五族其のものゝ説明たる「貴人之族」といふ文字を之に結びつけることはできないわけである。

もつとも舊唐書の記載を誤謬とする今西博士の所見は、隋書及び北史の文の解釋から出發してゐる。即ち隋書に十二級の外の官として「復有内評外評五部褥薩」とあり、北史に「復有内評五部褥薩」とあるのに對して「内評は畿内の州縣にして、外評は畿外の州縣なり。……隋書の記事は、内評と外評と五部とに褥薩人ありとの義也。……隋書の記事は内評外評の外に五部に分ちたる王都あることを證す。隋書の記事は内評外評を以て五部に分つと解釋すべきにあらざるなり。北史の記事は、外評の二字を脱漏せしものと解釋するの外なきなり」といひ、其の結果、舊唐書の記載の誤謬を斷ぜられたのである。しかしこれもどうであらうか。隋書及び北史の記事は、内評外評と呼ばれたものゝ何であるかを知るには、餘りに簡單であるが、梁書<sup>卷四</sup>五新羅傳に「其俗呼城曰健牟羅、其邑在内曰啄評、在外曰邑勒、亦中國之言郡縣也、國

有六啄評、五十二邑勒」と記るし、同書卷五百濟傳に「所治城曰固麻、謂邑曰檐魯、如中國之言郡縣也、其國有二十二檐魯、皆以子弟宗族分據之」と叙べてある新羅百濟二國の制に、之を照して、内評は啄評に當り、外評は邑勒檐魯に當るのであらうと思はれる。即ち今西博士のいはれた如く、内評は畿内の州縣、外評は畿外の州縣であらう。而して前に引いておいた翰苑の註高麗記の文に依ると、高句麗に於いては、諸大城に傳薩を置いて都督に比し、諸城に處間近支近の二字は通典に依つて補ふを置いて刺史に比し、諸小城に可邏達を置いて長史に比し、又た婁省を置いて縣令に比したといふのであつて、是等の諸大城、諸城及び諸小城は、府州郡縣の制に似よつた地方行政組織を形づくつてゐたやうである。そこで問題となるのは、かういふ行政組織と、傳薩を長官とする五部との關係如何であるが、隋書の「有内評、外評、五部、褥薩」といふ極めて簡單な、而して全體の意義の曖昧な記事に本づき、——今西博士も「内評は畿内の州縣にして、外評は畿外の州縣なり」といふ説の次に「隋書に内評、外評等の語ある、高麗の資料を扱ひて執筆するに當り、此等の語を充分に理解し居りしか、疑ひなき能はざる也」といはれてゐる——高句麗の王都に五部の制のあつた證據すら示さないで、五部は畿内の州縣たる内評及び畿外の州縣たる外評の外に立つてゐた王都内の區劃であると斷定するのは、頗る危険ではあるまいか。此の記事に對しては、内評、外評を合せた全地域が五部であつて、即ち内評は五部の首に位する内部の州縣、外評は自餘の四部の州縣の總稱であらうといふ解釋が許るされ、北史の記事は、今西博士のいはれたやうに、外評の二字を脱したものと見る事ができるからで

ある。然るに舊唐書の記載は、高句麗滅亡前の五部が地方行政區劃であることを明白に語つてゐ、且つそれが「車駕宗太進次安市城北列營進兵以攻之高麗北部傳薩高延壽南部傳薩高惠貞率高麗靺鞨之衆十五萬來援安市城」とあるのに依つて裏書せられてゐるのであるから——高延壽は高句麗の北部の地方に住する靺鞨人、高惠貞は南部の地方の高句麗人を率ゐて赴援したのであらう——王都内の行政を司る官が褥薩であるといふ確かな證據の擧がらぬ限り、隋書及び北史の五部は、内評外評全體に亙つた地方行政區劃であると推定して差支へあるまい。即ち其の五部の各は、府州郡縣の制の府に當り、其の褥薩は都督に擬せられた各部の長官であるとすべきである。たゞ褥薩は五部の長官だけに適用せられた官職名ではなかつたらしい。唐書卷二高麗傳に安市城の陷落する前に唐軍に降つた高延壽、高惠眞は、其の攻撃の開始せられた時、太宗に勸めて、烏骨城、褥薩已耄、朝攻而夕可下、烏骨拔則平壤舉矣、といつたといひ、南北二部の褥薩と相並んで、烏骨城、褥薩といふのが見える。烏骨城は隨書卷六于仲文傳には、煬帝の高句麗征伐の時、平壤に向つた諸將が鴨渌水（鴨綠江）を渡る前に次した城としてある。而して唐書に、上の延壽等の議に贊成した唐將は、若取烏骨、度鴨渌、迫其腹心、計之善者、といつたといひ、又た唐書卷六薛萬徹傳に、貞觀二十二年の役、水軍の將であつた萬徹等が、鴨綠江口から進んで泊洵城連城の九を圍んだ時、高句麗の遣はした一將は、烏骨等の諸城の兵を率ゐて來援したとあつて、遼陽の東南鴨綠江と餘り隔たらない處にあつた重要な城であることが知られる。松井等氏が今の鳳凰城附近に比定せられたのは當を

得てゐるのであらう。褥薩で五部の長官らしく見えないものには、偶まかういふ一例があるだけであるが、これに依つて推すと、此の官の配置は、恐らく五部の治所以外の重要な城にも及んでゐたのであらう。随つて隋書の「五部褥薩」に對し、高麗記の「諸大城置褥薩」は、前者を包含するやゝ廣い意味に解さなければなるまい。たゞ唐代以前からさうであつたかどうかは判らぬ。

以上述べて來た如く、余は所謂「貴人の族」たる三國時代の高句麗の五族と、隋書北史等、南北朝以後の史籍に見える五部とを截然と區別し、また其の五部が地方行政上の五大區劃であつたことを疑はない。さりとしてそれとは違つた五部が王都の内になかつたとはいはぬ。否、ないはいはかりでなく、必ずあつたと主張したのである。しかし直接に其の問題に突入することはできない。

### 三

高句麗の王都に五部——高麗の開京の五部の如き——の制があつたと明かに書いたものは、無論なにもない。そこで、此の國同様地方に部制のあつた隣國百濟の制度について考へて見る必要がある。

百濟では南北朝の代、都内と都外とを各五區に分ち、前者を五部、後者を五方と呼んでゐた。

北史卷九百濟傳に、

高句麗の五族及び五部

其都曰居拔城、亦曰固麻城、其外更有五方、中方曰古沙城、古全羅北道、古阜附近、東方曰得安城、南道恩津、附南方曰久知下城、未詳、位置西方曰刀先城、未詳、位置北方曰熊津城、忠清南道、公州、都下有方、分爲五部、曰上部、前部、中部、下部、後部、部有五巷、士庶居焉、部統兵五百人、五方各有方、領一人、以達率百濟の第二品官爲之、方佐貳之、方有十郡、郡有將三人、以德率第四品官爲之、統兵一千二百人、以下七百人以上、城之内、外民庶及餘小城、咸分隸焉、

とある。周書卷四百濟傳の記載は之と大差なく、隋書卷八百濟傳には畿内爲五部、部有五巷、士人居焉、五方各有方、領一人、方佐貳之、方有十郡、郡有將とあるだけで、頗る簡略である。たゞ上の北史の文の五部の説明の首に「都下有方」とあるのは、周書には「都下有萬家」となつてゐるが、これは周書の方を採らねばならず、隋書に「都下」の代りに「畿内」の文字を用ゐたのは、本書の編者の杜撰であらう。又た北史周書よりも詳しいのは、翰苑第三十卷の百濟の章の註に引いてある括地志の文である。惜むらくはこれも他の部分と同様傳寫の誤が多い。翰苑の賦の本文「八族殊胤、五部分司」の註に、

括地志曰：王所都城內、又爲五都、(部?) (達?)皆建率領之、又城中五巷、士庶居焉、又有五方、若中夏之都督、此の句の上には、方領に關する文字が脱ちてゐるらしい、方皆建率領之、每方管郡、多者至十、小者六七、郡將皆恩率爲之、郡縣置道使、亦城名主、(名城主?)

といひ、次の本文「西據安城、南隣巨海」の註に、

括地志曰、百濟王城、方一里半、北面累石爲之、(下?) (方?)城水可方餘家、卽五部之所也、一部有兵五百人、

又國南二百六十里、有古沙城、々方百五十里步、此其中方也、方繞兵千二百人、國東南百里、有得安城、々方一里、此其東方也、國南三百六十里、有卞城、卞城は久知下城の誤脱であらう、々方一百卅步、此其南方也、國西三百五十里、有力光城、々方二百步、此其西方也、國東北六十里、有熊津城、一名固麻城、々方一里半、此其北方也、其諸方之城、皆憑山險爲之、亦有累石者、其兵多者千人、少者七八百人、城以下十三字重複中戸多者千人、少者七八百人、城中戸多者、至五百家、諸城左右、亦各小城、皆統諸方、

とあるのがそれである。

百濟は蓋鹵王の二十一年高句麗長壽王六十四年、劉宋元徽三年、西紀四七五年、高句麗から建國以來の舊都であつた漢城京畿道廣州を奪はれ、南に退いて錦江の畔の熊津忠清南道公州に據つた。而して聖王の十六年高句麗安

原王八年、梁大同四年、西紀五三八には更に泗泚一名所夫里忠清南道扶餘に移つた。ところで百濟の五方に關する北

史及び周書の記事が、括地志のそれと共に泗泚遷都以後の状態を傳へたものであることは、「北方」の中心が熊津であるといふ方位の點から容易に推測せらるゝところである。而して括地志に依ると、熊津城の一名は固麻城であるから、北史に「其都曰居拔城、又曰固麻城」とあり、周書に「治固麻城」とあるのは了解しかねる。朝鮮語で熊を吾 *koma* といふ。居拔と固麻とは熊津城の熊の土言を音譯したものであらうが、泗泚を國都とした時代の百濟人が、新舊兩都を等しく固麻居拔城と呼んでゐたとは思はれない。隨つて隋書に「其都曰居拔城」とあるのも、時代の關係からやはりをかしい。然らば周書及び北史の記事はどうしてできたのであ

らうか。百濟は武寧王及び次の聖王の在位の間、屢、南朝の梁に朝貢し、梁の武帝は泗泚遷都の十四年前に當る普通五年、西紀五去年位に即いた聖王を冊して綏東將軍百濟王とした。

梁書四卷五百濟傳に其の事を叙べ、直ぐそれを承けて、所治城曰固麻、謂邑曰檐魯、如中國之言郡

縣也、其國有二十二檐魯、皆以子弟宗族分據之、といひ、次に百濟の風俗等に關する記載がある。

これは百濟の王都熊津(固麻城)に赴いた冊封使の本國に齎らし還つた報告其のものであらうから、百濟に中國の郡縣に比すべき檐魯の制があつたといふ此の事實から、聖王の即位の

初めの頃、五方の制のまだなかつたことが推知せられる。ところで熊津を「北方」とする——

即ち泗泚が王都であることを暗示してゐる——五方の制は、周書と北史とに見え、而して二書の其の部分の記事が、括地志と共通の材料から出てゐることは、内容の上から明かである

が、百濟の王都に關しては、括地志にはたゞ「五部之所」とあつて、二書の如く固麻城或は居拔城の名を掲げてない。してみると、周書及び北史の、百濟の王都と五方とに關する記事は、別々の

材料から各の事實を得、時代の相違にかまはず、机上に於いてそれを繼ぎ合はせたものでなければならぬ。而して隋書の記事は、たゞそれを簡略にしただけである。括地志は唐の

貞觀年間、太宗の第四子魏王泰が數多の學者を集めて編纂せしめた五百五十卷の地誌であつて、⑩翰苑の註の百濟の章の註の大部分は本書の文である。——括地志の亡んだ今日、これが

逸文として貴いことはいふまでもない。——で、其の百濟の八大姓と十六等の官の名を擧げ、及び五部、五方の制を叙べた一條の首には、(隋開)隨間皇中、其王名昌、德王威々死、子餘宣、法子死、(立)子餘(入)

（璋<sup>ト</sup>）  
璋<sup>王</sup>立とあるが、これは隋朝の間に在位した百濟王の名を擧げたのであつて、隋書の百濟傳にも同じやうに「開皇初、其王餘昌遣使貢方物……昌死、子餘宣立、死、子餘璋立」と見えてゐる。然かも唐代になつて位に卽いた王の名義慈は記してないのであるから、括地志の此の一條の原據の隋代の或る記録であつたことが、ちのづから推知せられる。してみると、王都の内の五部は姑く措き、これについては後に述べる、梁の普通年間（聖王即位の初め）にはまだなかつた五方の制は、隋代にはあつたわけで、卽ちそれは中間の時代に始まつたとすべきである。たゞ中間の時代といつても、關係記事の周書に存することは、年代上の確かな證據とはならない。周書のできたのは、北史や括地志と同じく唐の貞觀中であつて、其の互に同じい記事は、何れも隋代の或る記録から出てゐるのであらうと思はれるからである。しかし梁の大同四年（聖王<sup>西紀</sup>五十六年、<sup>西紀</sup>五十八年）に行はれた百濟の泗泚遷都は、當然地方行政の組織に變動を及ぼすべき事件であるから、二十二檐魯の制と五方のそれとの交替の時期并に事情は、之に結びつけて差支へなからう。

更に考へてみなければならぬのは、百濟の地方行政區劃に五部の稱のあつたことである。舊唐書<sup>卷一九</sup>百濟傳に「顯慶五年命左衛大將軍蘇定方統兵討之、大破其國……其國舊分爲五部、統郡三十七、城二百、戶七十六萬、至是乃以其地分置熊津、馬韓、東明等五都督府、各統州縣、立其酋渠爲都督、刺史及縣令」といひ、之に應ずる部名は翌龍朔元年百濟の舊將鬼室福信等が周留城に據つて叛したことを叙べた條に「其西部、北部並翻城、應之」と見える。卽ち百濟の地方區

劃には、王都の五部のやうに、部といふ語も使用せられてゐる。なほ同じ例證を挙げると、舊唐書卷一九九黒齒常之傳——三國史記卷四の黒齒常之傳は新舊兩唐書の傳に據つたものである——に、黒齒常之百濟西部人……初在本蕃、仕爲達率、兼郡將、猶中國之刺史也」とあり、唐の道宣の續高僧傳卷二に、釋慧顯伯濟人也、少出家……初住本國北部、修德寺とあり、日本書紀には、齊明天皇元年唐永徽六年百濟等の諸國進調の條の註に、百濟大使西部達率余宣受、副使東部恩率調信仁、凡一百餘人とあり、同六年唐顯慶五年の紀に掲げてある百濟の使人の來奏の一節に、於是西部恩率鬼室福信赫然發憤、據任射岐山、達率餘自進據中部、久麻怒利城とあり、又天智天皇十年唐永淳元年の紀に、宣百濟三部、使人所請軍事といふ記事もある。黒齒常之は顯慶五年の百濟覆滅の際、彼れの「本部」——西部を指す——に遁れ歸り、任存山忠清南道大興に據り、其の後龍朔三年まで二三年の間唐軍に反抗した人、慧顯は百濟の南方達率山に住し、——此の南方は方位を示したもので、行政區劃の名ではあるまい——唐の貞觀の初年、五十八歳で寂した僧であるから、是等の諸例は年代上何れも百濟の末期に屬する。然らば此の東西南北中の五部は、前の五方と同じもので、たゞ方を部といつただけのことであらうか。或は其の組織性質等に於いて彼れと是れとの間に何等かの相違があつたのであらうか。若し後の場合であるとすれば、兩者の並存は許るされないわけであるが、顯慶五年七月、唐羅兩軍が義慈王の遁れ出でた泗泚城を陥れたことを叙べた三國史記新羅本紀、太宗武烈王七年の條に、十八日、義慈率太子及熊津方領軍等、自熊津城來降とあるのは、其の反證とならう。所謂熊津方領軍は熊

津を首府とする「北方」の方領方の長官の率ゐる軍といふ意味であるらしく、百濟覆滅の當時依然として五方の制があつたればこそ、たま／＼かういふ名稱が史上に傳はつたのであらうと思はれるからである。

百濟の五方及び五部に關する今西博士の見解は余と違ふ。博士は其の「百濟五方五部考」に於いて、新羅紀の熊津方領軍に對し、北方領軍と稱せずして、熊津方領軍と稱せしは、五方領の制が五部の新制の爲に廢せられたるによるものならざるかといはれた<sup>11</sup>。しかし五方の制が夙く廢れてゐたならば、北方にもせよ、熊津方にもせよ、方領の名の存するはずはあるまいと思はれる。博士の此の解釋は、五部を以て五方に代つた新制であるとする考説が其の根柢となつてゐる。即ちそれについては、百濟の末期に於ては、東西南北の五部が全疆域を分統せしが如しと雖も、これに先つ五方が全國を分統せしとの證を擧ぐることに難し。括地志の記事を初めとし、諸書の記事には有五方とし、五方に分つとせず。每方管郡至十、小者六七とあると、終末時代に三十七郡ありしより推算し、五方を以て地方の行政區劃となし、地方は五方に分統されたりと斷定する事は、此當時に於て、郡と縣との區別既に確定せるや否や明ならざるを以て、之を難しとす。每方管郡至十、小者六七といひ、諸城左右亦各小城、皆統諸方とあるは、五方が全國の諸城を分統せりとも解すべく、又附近の諸城のみを統べしとも解すべく、判定に難し。若し全國の諸城を分統せしならんには、記するに一語を以て盡くすを得べし。然るに煩冗なる語句を重ねるは何ぞや。思ふに大城中特に大なるものを方と

稱し方の中に於て特に五を選定して五方の稱呼に當てたるにすぎざるべし。五方城と對等に近き位置にありし大城は、尙ほ他にありしものゝ如し。五方は此後に五部王城の五部と混ぜべからずとなるに及んで全國を分統せしものゝ如しと論じてゐられる。しかし括地志にいふ所の「諸城」が其の前文に述べてある五方城を指したものであるか、或は方城以外の城であるか、意義のやゝ曖昧なる點はあるにしても、別に諸小城があつて、それが皆な諸方に統べられてゐたといふのは、諸方の管轄外に屬する大小城の存在を認めない書きぶりである。而して周書の文には「城城方之内外民庶及餘小城咸分隸焉とある」のであるから、諸大城の中特に大きいものが方城であつて、附近の小城だけが其の管下に立つてゐたと見るのは、餘りに自由な想像ではあるまいか。それから、たとひ括地志に「每方管郡、多者至十、小者六七、郡將皆恩率爲之、郡縣置道使、亦城名主」と見えてゐても、當時郡と縣との區別があつたかどうかからぬ以上、五方を以て百濟全土に互つた地方行政區劃であるとは斷定し難いといふのは、懷疑に過ぐる。又た五方が若し領土全體に互つた區劃ならば、有「五方」とはいはないで、五方に分つとあるべきであるといふのも、文字の末に拘泥しすぎた論であらう。だから余は五方と五部とを年代的に區別しようとする今西博士の所見に服しかねる。余の考に依ると、泗泚遷都以後に創設せられたらしい五方は、百濟の全疆域を五區に分つた行政區劃である。「郡縣置道使」の郡縣は、語調の上から來た文字であつて、五方の各の管轄する十乃至六七の郡の下に、更に、縣と稱する小區劃があつたわけではなく、道使は即ち郡守であつて、郡の民政を掌り、郡

將は兵馬の官であつたのであらう。而してかういふ郡は百濟の滅びる前には、舊唐書の記事から知られる如く、五方即ち五部を通じて三十七あつたのであらう。

翻つて三國史記の百濟本紀を見ると、始祖温祚王の時、國內の民戸を分つて南北部となし、又た東西二部を加置したといひ、是等の部名を冠した人名やら、部民を徵發して城を築いたとか、國王が諸部を巡撫したとかいふやうな記事が、第二代多婁王、第五代肖古王、第十七代腆支王、第十九代毗有王、第二十三代東城王に互つて散見する。しかし百濟の此の時代にまだ五部の制がなかつたとすれば、是等は何れも後世の造作に出たものでなければならず、且つ第二十四代武寧王以後には、却つて方或は部に觸れた記事が皆無であるから、畢竟此の制に關して濟紀の記事から獲るところはない。

かくの如く百濟の五方と五部(王都外の)とは全く同じものであると、余は思ふ。が、上に引いた書紀の齊明天皇六年の紀の文に再び注意を向けると、百濟國傾覆の當時、西部恩率鬼室福信は、任射岐山に據り、達率餘自進は中部久麻怒利城に據つたといふ。任射岐山は、舊唐書百濟傳等に周留城に據つて叛した百濟僧道琛及び福信等が唐兵に破られた後、退いて任存城を保つたといふ任存城、即ち黑齒常之傳の任存山の異譯にちがひなく、久麻怒利はいふまでもなく熊津の土名吾州(Kon-nai)の音譯である。然るに括地志には「北方曰熊津城」とあるのであるから、五方が五部に同じいとすれば、隋代に「北方」の治所であつた熊津城は、其の後の或る機會に行はれた行政區劃の變更に依つて、「中部」の首府或は其の管下の一城となつたと

見なければなるまい。且つ五部の稱を傳へた諸書の記事が、主として百濟の末期に屬するのに重きを置き、其の點から五方と五部とを區別しようとする論者からいへば、之を以て其の傍證とすることもできよう。しかし高句麗の壓迫の爲めに年を逐うて衰弱しつゝあつた百濟が、五方の制を布いた當時の「北方」を、其の後、國の中腹であるべき「中部」とするやうな相容れない區劃の變更を行つたとは思はれないのみならず、書紀の文面からいつても、恩率鬼室福信には部名を冠してあるのに、相並んだ達率餘自信にそれが缺けてゐるのはをかしい。日本書紀集解の撰者河村秀根は問題の「中部」に註して「原在久麻怒利城之上、誤といひ、之を餘自進の官名達率の上に移した。秀根は百濟人の官氏名に西部、東部の稱を冠した上記の齊明紀元年の條の註は勿論、同じく官氏名に、王都の部名たる前後上中下を冠した例が繼體・安閑・欽明等の紀に數多く見える——此の事は後に述べる——のを參考すると同時に、地名に部名を冠した例の他にないことをも考に置いて書紀の本文をかう改めたのであらうと察せられるが、此の説は當を得てゐるやうである。さすれば福信の擧兵に關する書紀の一條は、五方と五部とを同じいとすゝる余の推定を動搖せしめるものではない。而して部名を傳へた記事が主として百濟の末期、殊に其の滅亡に際して著しく史上に現はれるのは、一國の滅んだ事變が、事變其のものゝ重大なる關係上、各方面に涉つて詳述せられ、それが他の時期の記事よりも史料として多く遺つたが爲めであると解釋すればよさうである。

もつとも欽明天皇紀の十三年の條には、例の佛教傳來の記事があつて、百濟聖明王更名遺

西<sup>○</sup>部<sup>○</sup>姫氏達率怒喇斯致契等、獻釋迦佛金銅像一軀、幡蓋若干、經論若干卷」といひ、百濟の使者の名に地方區劃の稱が冠せられてゐる。で、此の記載が確實なものであるとすれば、欽明天皇の十三年は聖王の三十年、即ち泗泚遷都後十四年であるから、五方が五部とも呼ばれた最も早い例證としては、先づ之を挙げねばならぬわけである。しかし百濟の古記録に據つたらしい前後の任那關係の記事に見える數多の部名が、悉く王都の五部である(後に述べる如く)のを参照すると、其の間にぼつたりかういふ部名の出てゐるのが異様に感ぜられる。百濟の使者の將來した獻物の數の記載も、それが當時の確かな記録から出てゐるとすれば、佛像の一軀はよいとしても、幡蓋の若干、經論の若干卷といふ、漠然として然かもわざとらしい文字に疑問を挾まざるを得ない。又た藤井顯孝氏の研究に依ると、此の時の聖王の上表として書紀に載せてある、是法於諸法中、最爲殊勝云々の文は、欽明天皇十三年から百五十一年後に當る、唐の則天武后の長安三年、文武天皇大寶三年、義淨の譯出した金光明最勝王經の壽量品の一節及び四天王護國品七字、長行頌の數句を取つて改作を施したものであり、表文を承けた書記の本文、是日、天皇明<sup>○</sup>欽聞已、歡喜踊躍、詔使者云、朕從昔來、未曾得聞如是微妙之法も、やはり長行頌の「爾時、四天王聞是頌已、歡喜踊躍、白佛言、世尊、我從昔來、未曾得聞如是甚深微妙之法、心生悲喜、涕淚交流」から出てゐるのであつて、此の造作は書紀のでき上つたのが、譯經の後十七年に當る養老四年である關係から、當然本書の編纂者に歸せらるゝといふのであるが、此の考説には異論はあるまい。是等の點から推すと、書紀の佛教傳來の一條は、全體として

信用の措けないものであらうと思はれる。百濟から佛教の傳はつたのは、必ず史上の事實であつて、それは欽明天皇の時か、若くはそれより以前のことであらう。しかも書紀の記事は、當時の記録に據つたのではなく、編者自身の勝手な想像から出てゐるらしい。佛像經論等を持つて來たといふ使者は、假想の人物であつて、其の部名を冠した官氏名は、百濟の古記録などから任意に取られたのではあるまいか。若しさうだとすれば、此の西部といふ部名を捉へて、五方が夙くから五部とも呼ばれてゐたとはいひ得ないであらう。——佛像傳來の確實なる記事は、敏達天皇紀十三年の條の「秋九月、從百濟來鹿深臣闕名有彌勒石像一軀、佐伯連闕名有佛像一軀」であらう。しかも姓だけを擧げて、特に闕名とことわつてゐるのは、此の記事が百濟の古記録から出てゐることを暗示してゐるやうである。

書紀の任射岐山の註に、或本云、北任劔利山」といひ、釋日本紀には劔字を叙に作つてある。これは釋紀の方を探るべきで、任叙利は任射岐の異譯であらう。たゞ上に冠してある北字は何であるかといふに、今西博士は、之を北部の部字の脱ちたものと見て、任射岐山任叙利山と同一城名であるべき任存城を、北部の一城であるとせられた。<sup>13</sup>しかし舊唐書の黑齒常之傳に、常之は「百濟西部人」で、顯慶五年國都の唐軍に攻め陥された時、左右のもの十餘人と共に「本部」——即ち西部——に遁れ歸り、亡逸を鳩集して、與に任存山を保つたとある。而して一方に西部、恩率鬼室福信が任射岐山に據つたといふ所傳があるのであるから、今の大興に比定せらるゝ任存山が、西部に屬する一城であつたことは、殆んど疑なからう。

元朝の胡三省も、黒齒常之の傳の文からかう考へたらしく、資治通鑑の道琛、福信等舉兵の條（龍朔元年）の註に「任存城在百濟西部。任存山」といつてゐる。又た書紀の原文の註に「或本云今年七月十日、大唐蘇定方率船師、軍尾資之津、新羅王春秋智率兵馬、軍于怒。受利之山、夾擊百濟、相戰三日、陷我王城、同月十三日、始破王城。怒、受利山、百濟之東境也」とあるが、此の怒、受利山も同じ地名の譯字を異にして記るされたものであらう。而して百濟の東境といふのは、書紀の編者の勝手な想像から出た蛇足の文字らしい。——此の註の原文が百濟の古記録の一節であることは、「陷我王城」の一句に徴して明かである。——してみると、疑問の北字は、地名の一部でもなく、部名の一字の脱ちたものでもなく、必ず何等かの錯誤でなければならぬ。書紀の註には、たゞ地名だけ擧げてあるので、所謂「或本」の前後の文はわからぬが、舊唐書の記載に依つて推すと、初め周留城に據つて兵を擧げた福信等が、熊津江口の戦に敗れた後、周留城並に泗泚城の北に當る任存城、任叙利山、任射岐山を本據として唐軍に反抗したことを叙べてあつたのではあるまいか。若しさうであるとすれば、「或本」の原文に於いては、「北」は任射岐山の方位を示した文字であつたのを、地名に知識のない書紀の編者が誤つて其の一部であるかの如くにしたのであらう。

百濟人の官位氏名に冠した東西南北中等の部名は、貫籍を示したものと解せられる。舊唐書の黒齒常之傳に「百濟西部人、初在本蕃、仕爲達率」云々とあるが、之を百濟流の簡單なる呼方にすれば、「西部恩率、鬼室福信、西部達率、余宣受、東部恩率、調信受」等の如く、「西部達率、黒齒常之」

となるのであらう。天智天皇十年の紀の一條、宣百濟三部使人所請軍事は、滅亡後の百濟の使人の齋らし來つた乞師に關する記事であるらしく、其の使者が、某部某官位某氏名等三人のものであつたのを、修史家は省筆して三部使人といつたのであらう。而してまた是等の數例から、百濟に於いて官位あるものゝ資格を表だつていひあらはす場合には、其の貫籍をも含ませる制であつた事が知られる。たゞ五部と五方とが地方區劃として同じものであつたとしても、官氏名に方名を冠した例はないのであるから、そこに何等かの區別のあつたことを認めなければならぬ。行政上の區劃を單に一地方と見る場合には、異つた名稱でも呼び得るわけで、現今我が邦に於いて縣に相當する地方を國(クニ)といふのはそれである。

百濟人の官氏名の上の各部名は、其の貫籍を示すべく、かういふ意義で使はれたのであらう。百濟の五方は、其の制を説明した北史の文に、五方各有方領一人、以達率爲之、方佐貳之、方有十郡、郡有將三人、以德率爲之、統兵一千二百人以下、七百人以上、城之内、外民庶及餘小城、咸分隸焉とあるのに依ると、軍政に重きを置いた區劃らしい。書紀の欽明天皇十五年の條に載せてある百濟王の上表に、臣先遣東方領物部莫哥武連領其方軍士攻函山城羅新といひ、三國史記には既記の如く太宗武烈王の紀に、熊津方領軍の文字も見え、方領が兵馬の官であつたことにも疑ひはなからう。もつとも郡に於いては、郡將の外に道使があつて、これは専ら民政を司つてゐた官であらうと思はれるのに對し、方領と相並んで民政長官と稱すべきものはなかつたやうであるから、都督に相當する方領は軍民兩政を統べてゐたわけで、畢竟五方は

軍政上の區劃であると同時に、民政上の區劃でもあつたのであらう。

ところで百濟の此の制度と著しく似よつたものは、いふまでもなく高句麗の五部である。而して東南西北中(内)と呼ばれた各區劃の名は勿論、刺史或は郡守に相當する官の名も處閭近支の一名道使として互に同じいのであるから、百濟の地方行政組織は、高句麗のその模倣であらうと察せられる。

次に百濟の王都の五部について考へて見ると、既記の如く周書に「都下有萬家、分爲五部、曰上部前部中部下部後部、統兵五百人」といひ、北史には五部の名の下に「部有五巷、士庶居焉」といふ句を挿んであり、又た括地志に「王所都城內、又爲五都、皆建率領之、又城中五巷、士庶居焉」と見えてゐるのであるから、此の五部は高麗時代の開京の五部坊里の制と同じやうな都城内の區劃であつたにちがひない。是等上前中下後の各部名は、三國史記の百濟紀に一つも所見がないが、それは本書の内容の貧弱なる關係から來てゐるのであつて、「百濟本記」といふ百濟の古記録の文を取つたらしい日本書紀の記事を見ると、前の五部と同様、之を百濟人の官位氏名の上に冠した例が頗る多い。繼體天皇十年の紀の前部木苧不麻甲背、安閑天皇元年の紀の下部修德嫡德孫、上部都德己州己婁、欽明天皇二年乃至十五年の紀の上中下前等の部後部だけは見えない某官位某氏名等二十五人——同一人物の重出を通算して——がそれである。たゞ是等の部名を傳へた記事は、敏達紀以後には絶えてないが、これに依つて、其の頃から百濟に於いて之を官氏名に冠する制或は王都の五部其のものがなくなつたのであら

うと速断してはならない。書紀編纂の材料の一であつた百濟本記は、完全なる書が傳はつてゐたのではなく、津田博士の論明せられた如く、主として繼體紀及び欽明紀に取り入れられた部分だけしかなかつたらしく思はれるからである<sup>13</sup>。しかし繼體天皇十年の紀に始めて部名が見えるのは、特に注意すべきであらう。書紀の紀年に依ると、此の年は丙申であつて、百濟武寧王の十六年(梁天監十五年)に當る。書紀の此の頃の紀年は、たやすく信用を措き難いかも知れぬが、記事が百濟本記から出てゐるとすれば、繼體天皇十年に當てゝある其の干支は、それに依つたものであらうから、五部の制は、武寧王の時、即ち王都の熊津(固麻城)にあつた時代から存在したと見て差支へあるまい。随つて都内の五部と都外の五方とは、聖王の泗泚遷都を境として、其の設定の時代を異にしてゐるとすべきであらう。

泗泚遷都の翌々年(聖王十八年)は欽明天皇の元年であつて、其の十五年は聖王の薨じた年(三十二年)に當る。上・中・下・前・後等の各部名を百濟人の官氏名に冠した例は、此の間の書紀の記事から二十五件も得られるが、それ等は何れも都城の部名であつて、五方の各を地方の「部」として之を官氏名に冠した例は一もない。しかも欽明天皇十五年の紀に載せてある聖王の上表には既記の如く「臣先遣東方領物部莫哥武連領其方軍士攻函山城」とある。してみると、聖王の時五方の制はあつても、其の地方區劃に依つて貫籍を示すことはまだ行はれてゐなかつたのであらう。佛教傳來の記事の中に見える百濟の使者の名並に其の部名(西部)の疑はしいことは、上に述べてゐいた。

#### 四

上に論述したところは、百濟の地方行政區劃としての五方及び王都内の區劃としての五部についてであるから、これから當初の問題に立ち還つて、高句麗の都城にまた五部の制があつたかどうかを考へてみなければならぬ。

章懷太子の後漢書の註——及び杜佑の通典——の所依であらうと推定せられる高麗記（翰苑註所引）に依ると、内部の外の四部なる南北東西の各に、それ／＼前後左右の別名があり、又た東部には、左部の外に上部の稱もあつたといふのであるが、此の所傳は實を得たものであらうか。本篇の初めに述べておいた如く、三國史記の麗紀には、東西南北の各部名以外に、東川王二十年の條に下部の稱、また平原王の時の人なる溫達の傳に上部の稱が見えるけれども、前後左右といふ部名を擧げた記事はない。而して我が國の日本書紀以下の正史及び新撰姓氏錄に、部名を冠した高句麗人の名の散見するのは、前部十四人、後部十六人、上部九人、下部四人、南部西部東部各一人であつて、其の數の比較的多いのに對し、左部といひ、右部といふのは一つも見當らないのである。三國史記の内容は極めて貧弱であつて、これに記事のないのは、事實のなかつた有力なる證據にはならず、現に問題の部名の中、前部と後部とは我が國の史籍に依つて其の缺陷が補はれる。しかし問題の他の二部なる左部右部の名の出で來ないのは、我が史籍に於いても同様であるとすれば、あながち史記の疎漏と斷定すべき

ではなく、又た實際疎漏であるとしても、我が史籍の數多い部名の中に見えない點に於いて、其の消極的の事實に相當の價値を置かねばなるまい。而して高麗記には史記及び我が史籍に見える上下二部の中、上部だけあつて、下部はないが、これは、三曰東部、即順奴部、一名在部(左)の下に、一名上部、一名青部とある如く、五曰西部、即消奴部也、一名右部の下に、一名下部、一名白部とあるべきのが、傳寫の際か何かで脱ちたのであらう。——青部、白部等については次に述べる。

かう述べて來て、試みに高句麗の内部の外の四部の別名とせられてゐるものから、高麗記の所傳以外に徴することのできない左右二部を除き去ると、其の別名は、悉く百濟の王都の五部の中の前後上下と一致する。然らばこれは偶然の一致であるかといふに、さうではないらしい。百濟の都内と地方とに於ける五部五方の中、其の五方の制は、上に述べた如く各方の名稱さへ高句麗の五部の模倣らしいとすれば、高句麗の都城の内にも、地方の南北東西(中)とは、前後上下中の稱を以て區別せられてゐた五部があつて、百濟の都城の五部はやはり其の制の移入であらうと想像し得られるからである。いひかへれば、南北東西の別名であるといふ高麗記の前後上下は、高句麗の都城内の部名を、地方の五部に附會したものであるまいか。本書に掲げてある五部の各の別名は、前後左右及び上下(下)だけではない。内部の一名黃部、北部の一名黒部、東部の一名青部、南部の一名赤部とあつて、西部の下には、一名白部とあるべきのを脱してゐる。章懷註は黃部だけを擧げ、通典は總ての別名を省略した。

高句麗の五部の制に五行思想のはいつてゐることは、部制其のものから見て疑を容れないところであるから、五色を五方に配當した別名があつたといふのに、別段不都合はないが、高麗記以外の書には其の一つだも見えない。しかしそれはとにかく、消奴部、絶奴部、順奴部、灌奴部、桂婁部等、三國時代の高句麗の五族を五部の各に配當したのは、附會の甚しいものであつて、そこに魏略の原文さへ掲げられてあるのを見ると、これは必ず高麗記の撰者の机上の所爲でなければならぬ。さすれば同じ撰者が、また高句麗の都城内の部名であるべき前後上下を、南北東西の別名として地方の五部に附會したであらうと推測するのは、決して無理ではあるまい。彼れはかういふ附會を敢てしたばかりでなく、實際なかつた左右二部の名をさへ附け加へたらしいが、これは前後には左右の伴ふのが當然であると考へたからであらう。

高句麗の都城に部制があつたと明記したものはない。しかも比較的明かな百濟の制を参考し、三國史記及び我が史籍に散見する部名に注意して、高麗記の本文をかくの如く批判すると、其の潜在の事實が略、闡明せられるやうである。なほ溫達傳に「高句麗常以春三月三日、會獵樂浪之邱、以所獲猪鹿祭天及山川神、至其日、王○平岡王一出獵、羣臣及五部兵士○皆從」といふ記事があるが、此の五部兵士は都下の兵士、隨つて五部は即ち都下の五部と見るべきであらう。だから余は高句麗の國都に部制のあつたことを疑はないのである。

高句麗人の名に冠した前後上下等の部名の、我が國の史籍（日本書紀、續日本紀、日本後紀、

新撰姓氏錄に見えるのは、前部十四、後部十六、上部九、下部四である。然かも都内の五部の一であるべき内部或は中部といふのは一もないが、これは偶然ではなく、翰苑所引の高麗記に「其北部如燕、此の一句は何を意味するか、よくわからぬ、内部姓高、即王族也、高麗稱無姓者皆内部也」とあるのは、其の理由を説明するものであらう。高は高句麗の國姓であつて、此の國には他に殆んど姓氏がなかつた。而して都内の五部の中、王宮の所在は内部(或は中部)であつたから、此の部名を稱すべきものは王族であつたのに對し、自餘の四部(前後上下)に住する士庶——といつても主として貴人——は、各、其の部を以て姓氏の如く彼等の名の上に冠してゐたのであらう。即ち高麗記に所謂「高麗稱無姓者皆内部也」は、姓氏として部名を稱せざるものは内部に屬する王家であるといふ意味らしく、高句麗人の間に於いて、部名が殆んど姓であつたことは、續日本紀以下の我が史籍に見える高句麗の歸化人の子孫の名に一々前記の部名を冠してあるのでもわかる。

地方の部名を人名に冠した例の我が史籍に見えるのは、書紀、天武天皇九年五月の條の「高麗遣南部大使卯問西部大兄俊德等朝貢」及び後紀、弘仁二年八月の條の「山城國人正六位上高麗人東部黑麻呂賜姓廣宗連」で、數は少ないが、之に依つて推すと、地方の部名(東西南北中)も、都下の部名の如く姓氏なみに用ゐられてゐたにちがひない。

都下の五部にも地方の五部にも内部或は中部の稱があつたとすれば、兩者の混淆は免れ難かつたであらう。高麗記にいふところの五色を五方に配當した部名、殊に其の中の

黄部は、此の區別を明かにするが爲めの都下の内部の別名であつたのではあるまいか。しかし王宮の所在は内部であつても、ことさら部名を用ゐる必要はなく、また之を人名にも冠しなかつたから、事實上の混淆はあり得なかつたであらう。而してこれは百濟に於いても同様であつたらうといひ得る。また内部については、上に引いた高麗記の文の續きに「又内部雖爲王宗列在東部之下、其國從事以東爲首、故東部居上」とあるけれども、其の意義が明瞭でない。王宮の所在が、内部の稱を有しながら、地形等の關係から五部の中央ではなかつたのを、高句麗人の東方を貴ぶ風習に結びつけてかう傳へたのではあるまいかとも思はれるが、どうであらうか。

次に問題となるのは、かういふ部制の創められた年代である。三國史記に見える高句麗の國都の部名の一は下部である。即ち第十一代東川王憂位居の二十年、魏將毋丘儉の來侵した時、王を輔けて功のあつたものは、東部密友下部劉屋旬東部人紐由等であつたといひ、之を歴史的事實とすれば、高句麗には丸都城が國都であつた當時から、都内には上下等、地方には東西等の部名があつたとすべきである。それから東川王以前に溯ると、第九代故國川王男武の十三年、王が權臣の叛を平げ、四部に令して賢良の民間にあるものを擧げしめた時、四部もろともに東部の晏留を擧げたといひ、第三代大武神王の十五年、南部使者鄒敦素といふものが沸流部長となつたといふ記事もある。しかし是等の所傳は何れも信用の措けないものであらう。高句麗の上世の諸王の中、後世の高句麗人の間に確實に知られてゐた最初

の王は、山上王延優漢史の伊夷模に當るであつて、東川王憂位居漢史の位宮に當るは其の次の王、東川王の前の故國川王男武は、高句麗の王室の世系の作られた時、實在の王の上に附加せられた空想の諸王の一人である。随つて延優以前の麗紀の記事の中、支那の史籍から出てゐないものは、無論後世の造作でなければならず、やつと世系の確實になりだした憂位居の頃の所傳もやはり同様であらうと思はれるからである。つゞいて麗紀に見える部名は、第十三代西川王藥盧二年の條の「西部」大使者于漱、第十四代烽上王相夫二年の條の「新城宰北部」小兄高奴子、三年の條の「南部」大使者倉助利、五年の條の「北部」大兄高奴子、第十五代美川王乙弗即位の條の「北部」祖弗、東部「蕭友」等であつて、何れも人名或は官位人名の上に冠せられてゐる。而して此の後久しく消息を絶ち、南北朝の末に當る第二十五代平原王（一名平崗王）の時になつて、再び現はれる。史記の溫達傳に「平岡王少女兒好啼……及女年二八、欲下嫁於上部高氏」とあるのがそれである。溫達傳の記事は時代が降つてゐて、相當信用が置けさうであるから、これに上部の名、都城の部名が見え、また既述の如く、下文に「平岡王の出獵の際、五部の兵士が従行したとあるのは、之を部制の年代觀に適用して、當時平壤城に五部の制のあつた徵證とすることができよう。然るに上に述べた如く、百濟に於ける同じ部制は、晚くも武寧王の時西紀五〇三から其の國都固麻城（熊津）にあつたとすべきであり、而して其の部制の起原は、百濟自身にあるとするよりも、高句麗にあると見るのが自然であらうと思はれるのである。さすれば高句麗に於ける其の設定の時代は、平原王から陽原王安原王安臧王を溯つ

て第二十一代文咨明王四紀四九二の頃よりも前に持つてゆき得るわけであらう。しかも其の限度を決めるとすれば、臆測に依るより外はないが、南北朝の初め、丸都城國內城から平壤城に移つた第二十代長壽王が、新都の經營に際して此の制を創めたのではあるまいかと、余は思ふ。

高句麗時代の平壤城は、今の平壤邑の内城と外城とを合せたものであるが、外城には、其の全區域に亘つて箕子の井田の遺址と傳稱せらるゝ、井然たる區劃がある。尹斗壽の平壤志卷五、文談に、井田在外城、箕子所畫經界猶存、而或因兼井、或因阡陌、幾失舊址、乙酉年、○萬曆三十八年、庶尹金敏善修而正之、といひ、尹游の平壤續志卷一、古蹟に、井田之制、以三畝九畝路爲準、自古立木爲標、名曰法樹、中經亂後、木表無存、崇禎後辛未○康熙三十七年、改釐區畫、樹石四隅、以限徑界、而箕子志所載、箕井南九畝路、東止于含毬門外九畝路、而今則直抵東城、作十字大路、於此頗失古蹟、云と見え、李澄仁祖朝の人の屏風平壤圖にもはつきり畫かれてゐる。之を井田の遺址とする説は、箕子崇尊熱の高まつた世宗の頃に始まり、宣祖の時韓百謙が箕田圖説を著はすに及んで——柳根は跋を書き、許篈は後語を添へた——非常に名高くなつたが、無論そんなものではなく、關野博士の説かれた如く、高句麗時代の條坊の區劃の跡と見るより外はない。<sup>10</sup> さすれば此の著しい遺跡は、文獻上の考察と相俟つて、高句麗の平壤城に五部坊里の制のあつたことを證據だてるものであらう。

然らば地方の五部の方はどうかといふに、これは支那の史籍では、隋書及び北史の文に、五

部褥薩とあるのが初めてであるから、麗紀に美川王以前から其の名が見えてゐても、それには信用を措きかねる。もつとも、かういふ早い時代に部名の出で来るのを疑ふ關係から、其の部名の存する記事を悉く史上の事實に本づかない虚傳とすることはできない。西川王二年の條の「立西部大使者于漱之女爲王后は、歴史的事實であるかどうかはわからぬが、七年の條に「王如新城」とあり、烽上王二年の條に「慕容廆來侵、王欲往新城、避賊行至鶴林、慕容廆知王出、引兵追之、將及、王懼、時新城率北部小兄高奴子領五百騎迎王、逢賊奮擊之、廆軍敗退、王嘉加高奴子爵爲大兄」とあるのは、棄て難い記事である。それはこゝに新城の名が見え、此の城を、西晋以前の樂浪郡治、即ち後に高句麗の都城となつた平壤城に比擬し得る關係から、——西晋以後の樂浪郡治は平壤の對岸、大同江面の土城里——麗紀の是等の所傳が高句麗の古記録に本づいてゐることを認めなければならぬからである。随つて此の北部小兄高奴子等、麗紀に散見する前掲の部名——官位氏名に冠せられた東西南北等——は實際部制のあつた比較的晚い時代の高句麗の修史家の修飾と見るより外はなからう。下部劉屋句の下部もさう考へて然るべきである。

翻つて魏書卷一〇の高句麗傳を見ると、高句麗の國狀を叙べた文がある。これは後魏の世祖太武帝の大延元年(長壽王二十三年)是の年始めて來聘した長壽王に冊命を授ける爲めに遣はされた使者李敖の自ら見聞したところであつて、敖至其所居平壤城、訪其方事、云遼東南一千餘里、東至柵城、南至小海、北至舊夫餘、民戶參倍於前魏○三國魏時、其地東西二千里、南北一千

餘里民皆土著隨山谷而居云々とある。で若し當時高句麗の全土が五部に分たれてゐたならば、其の特別なる制度は此の國の様子を知らうとした李敖の注意を惹いたであらうと思はれるが、こゝに、それに關する何の記載もないのに依つて推すと、少なくとも長壽王二十三年以前にはまだなかつたのではあるまいか。然るに部制は都城内のものも、地方のものも、高句麗に始まり、後者は百濟に移入せられて、聖王の泗泚遷都以後に於ける五方となつたやうであるから、此の點を捕へ、安原王の八年に當る泗泚遷都の年から少しく遡つて、問題の五部の創設の時代を、安臧王か文咨明王の頃に置いたならばどうであらうか。自らあやぶみながら、姑くかういふ假定説を提出しておく。

## 五

漢魏時代の高句麗の五族と、南北朝以後の支那の史籍に見える此の國の五部とは、全く性質のちがつたものであるが、前の五族、涓消、奴、絶、奴、順、奴、灌、奴、桂、婁等と相並べて考へて見なければならぬのは、麗紀の上世の部分、即ち第三代大武神王から、第十二代中川王までの間に散見する椽那、貫那、藻那、桓那、朱那、沸流那、提那等の諸部である。

是等の部名は、貫那部、沛者達賈(太祖大王二十年)、桓那部、沛者薛儒(同三十二年)、貫那部、于台彌儒、桓那部、于台蔘支、留沸流那、皂衣陽神(同八年)、椽那、皂衣明臨答夫(次大王二十年)、提那部、于素(故國王二十年)、椽那、明臨笏觀(中川王九年)等の如く、主として官位人名或は單に人名の上に冠せられ、其の點に於いては、行政上の區劃た

る後代の五部に同じい。又た大武神王の時、扶餘王の從弟が萬餘の人口を率ゐて來投したのを、王に封じて椽那部に安置したとか(大武神王五年)、貪慾で不法なことをした三人の沸流部長を黜け、南部使者鄒敦素といふものを之に代へたと(大武神王十五年)、いふ所傳があるが、これから直ちに椽那部なり、沸流那部なりの性質を引きだすことはむづかしいとしても、太祖大王が藻那を伐つて其の王を虜にし、又た朱那を伐つて其の王子乙音を虜にした(太祖大王二十年)といふ所傳に對しては、藻那朱那等を行政上の區劃とする解釋は許るされまい。而して中川王の王后は椽氏、寵妃は貫那夫人であつた(中川王元年及四年)と傳へられてゐるのは、扶餘王の從弟の置かれた處が椽那部であるといふのと相俟つて、其の椽那貫那等の部が氏族の地方的集團であることを語つてゐ、且つ某那或は某那部の那は、魏志の涓奴、絶奴等の奴に通ずるのであるから、魏志の五部族を漢魏時代の高句麗族の内に存在した部族であるとする以上、麗紀の椽那貫那等の諸部もやはり *clan* に外ならぬとせねばならぬ。もつとも麗紀の始祖朱蒙以下、少なくとも十數代の間の記事は——支那の史籍の文を取つた各條は除外する——史上の事實を傳へたものではない。それは一々の記事について批判せずとも、前にいつたやうに、第十代山上王(延優)が實在の王としてやゝ降つた時代の高句麗人の間に知られてゐた筆頭のものたる關係から、容易に推測せられるところである。それで某々那部の名は、麗紀の其の部分、即ち或る時代の或る作者の造作と認むべき記事の中に見えてゐるのであるが、然かも *clan* と見えるやうな部名まで捏造せられたとは思はれないから、これは當時其の組

織が實際あつたか、或は前にはあつたといふ所傳の存在したことを暗示してゐるものであらう。

然るに高句麗の中世大體長壽王の時代以後、其の滅亡の際に至るまでの間、此の國に於ける *clan* の存在の徵證は、麗紀にも支那の史籍にも絶無である。而して特に吾人の注意を惹くのは、此の時代の國都と地方とにあつたらうと推定せられる五部であるが、地方の五部の全體の組織は、府州郡縣の制に似よつたものらしい。さすれば此の國の *clan* は五部制のまじりなかつた時代にあつたもので、當時の行政組織の單位であり、又た社會組織の基礎でもあつたのであらう。魏志の五部族について非行政區劃説を唱へられた今西博士は、其の論文の中に、高句麗の前期は郡縣制度をとれるものにあらず、若干の部族より成り、其の部族中に於て、血統に於て最も尊く、實力に於て最も強かりしもの、王として全部族を統括せしなるべし。部族は此國貴族の部族にして、貴族は世襲的に土地と之に土着する下戸とを所有し、若干の部族に分れ、王の統轄の下に自治せしなるべし。而して彼等の或者は、王の家人に列して、其の公卿大夫となりしものもあるべく、而して部族の分裂併合あり、又興起あり、衰亡あり、王者によりて新部族の作成せらるゝ事もあるべきを以て、部族の數は時代によりて異なるべし。貴族は爵位(姓名)の上に部屬名を冠して之を分ちしなるべく、部族は貴族の部族なるが故に、其の部民即ち下戸の如きは隸屬せしものなり。而して王家の勢力隆盛強大となるに従ひ、王家と他の部族との關係は、王室と封建諸侯との如き君臣關係に漸次移りしなるべしと述べら

れた。<sup>(2)</sup> 幾分臆測しすぎた嫌があるやうに思はれるが、余も大體之と見を同じくするものである。

然らばかういふ *clan* の影が薄くなつたか、或は其の組織の消滅した時代の社會組織なり、地方制度なりはどうかといふに、此の問題に關しては、今西博士は夫餘の國狀を引合に出し、それに聯關せしめて、高句麗の王權は夫餘の如く弱からざりしは勿論にて、其國力の強大なりしも之に起因すと雖、全國に統一的の政治を布くまでには容易に到達せざりしなり。第三世紀の半頃の末<sup>三國</sup>は、高句麗に於ては部族の組織頽廢し、中央集權の傾向彌著しく進みつつありし時代なりしなるべし。而して王權は新領土の獲得と共に益強まれるなるべしといひ、又た東西南北前後左右上下等の稱のあつたといふ五部を、都城内の區分にして且つ貴族の組別なりとする見界の下に、これと部族組織との關係を論じて、高句麗の社會は部族の組織より部別の組織に移變したるものなり。…部族の組織が部別の組織に移りしは、其部族の一たる桂婁部が他部族を統一し合一せしに由るものなり。桂婁部が漸次隆盛に赴くや、部内の地を五部に區分し、此區分に從て貴人を部別し、其官爵人名の上にも其部名を冠して別を表示せしなるべし。王の宗族は内部に屬せるなるべく、貴人にあらざれば部名なく、下戸の如きは各部人に隸屬せしなるべし。外方には褥薩處閭近支を置きて之を治めしものにして、領土の擴張と共に其數は増加せしなるべし。桂婁部の隆盛は王權の強大を來たし、部族制の衰退となり、中央集權の形勢の進むに從ひ、各部族の貴人も王臣に列し、五部貴人

に編入せらるゝもの多くして、舊部屬の名稱は消失するに至りしなる可し。舊家の凋落するもの多かりしに加えて、外敵との交戦は新貴人を生ずること多かりしなるべく、此の新貴人は五部の孰れかに編入されしなる可し。平壤に奠都するに及びては、此の王都内は五部の行政區劃に分たれ、此の行政區劃に本づきて貴人の部別編成も更に新しく行はれたるべしと雖、此部別名は所謂「本」○本貫即ち郷の意に類するものにして、之を世襲し、住居の移動と共に變更せしものにあざりしを以て、部別名と行政區劃名とは一致せざるに至りしもの甚だ多かるべしといはれた。即ち今西博士の所見は、博士自ら其の要旨をつまんで、高句麗の部族組織は、第三世紀の半頃に於ては既に衰頽し、平壤奠都の頃に至りては、部別の制が完成せるなるべし。部別制の完成は、中央集權の完成とも稱すべしといはれてゐる如くである。

さて高句麗の王家は、本と涓奴部であつたが、後、其の勢が衰へ、三國時代に於いては、桂婁部が之に代つて王位に居たと魏志に書いてある。而して後漢の安帝の時(紀元第二世紀の初)頻りに遼東の地を寇略した宮王の事蹟及び此の王から三國時代の伊夷模麗紀の山位宮麗の東川王麗位居以下に接續する王位繼承の關係は、後漢書の記事から知られ、其の間に王家の更迭した様子は全く無いのであるから、高句麗が涓奴部系統の王を戴いてゐたのは宮の在世した當時よりも前の或る時代であると同時に、宮以下の諸王は桂婁部系統でなければならぬ。宮以前の世系は麗紀の所傳に信用を措けないので、不明といふより外はないが、宮が一世の英傑らしいことから推して、涓奴部から王位を奪つたものは或は此の王ではなかつたかと

も考へられる。宮は渾河の上流域にあつた玄菟郡を其の下流域に退却せしめて遼東方面に於ける漢の勢力に大なる打撃を與へ、又た東は朝鮮半島の脊梁山脈(所謂單々大嶺)の外の地方にも手を伸ばして、當時樂浪郡の管轄外に置かれてあつた南沃沮及び東濊の諸部落を討ち従へたらしむ。高句麗が統一的の國家として明かに隆昌の勢を示したのは、これが初めである。三國時代に入り、位宮が位に居た紀元第三世記の央には、有名なる毋丘儉の遠征が行はれた。前王伊夷模の經治した丸都城は屠られ、位宮は南沃沮に奔り、更に魏軍に追はれて北沃沮に逃れた。即ち此の遠征は鴨綠江の流域を中樞として益、國力を發展させようとしつゝ、あつた高句麗の頭上に一大鐵槌を下したものである。然かもそれは一時的の事であつたから、效果もまた一時的であつたらしく、位宮の次の王然弗(東川王)の在位の間と思はれる三國の末か西晋の初めには、高句麗は南に下つて樂浪郡の北半を侵奪し、其の時まで平壤にあつた樂浪郡治を大同江の南岸に退却せしめた。而して遂に之を没落せしめたのは更に五十年ばかりの後なる西晋の末、即ち美川王乙弗の時である。降つて東晋の末期に當り(紀元第四世紀の末)廣開土王が出て、大いに領域を廣め、次の長壽王の時、國都は大同江畔の平壤に移された。高句麗の國運は是に至つて其の全盛の域に達したのであつて、上に引いた魏書の文に「魏の冊封使李敖敖魏の冊封使李敖至其長壽王所居平壤城、訪其方事、云遼東南一千里、東至柵城、今島地方南至小海、北至舊夫餘、民戶參倍於前魏、魏時其地東西二千里、南北一千餘里」とあるのに依つても其の一斑を察することができる。

かう述べて來ると、上記の今西博士の見界から啓發せらるゝところは少なくない。後漢の中世以後に於ける高句麗の國運の發展は、王家の勢力の強盛を意味し、王家の勢力の強盛は桂婁部の權力の擴張に他ならぬのであるから、宮王の時若くは其の以前から桂婁部の下風に立ち、之に對して一種の封建諸侯のやうなものであつたらしい自餘の諸部族は、時代の降るに隨つて段々衰へたに違ひない。然かも衰へたといふのは、各部族の主腦であつたものが桂婁部の王家に臣服して獨自の位置と權勢とを失つたばかりではなく、一面には宮王以後數世紀の間に於ける領土の擴張に伴つて生じた部民の徒動等の關係から、氏族の地方的團結が解體し、おのづから部族組織全體の影が薄らいだのではあるまいか。而してこれは國家の統治状態からいへば、今西博士の所見の如く中央集權の傾向の發達である。然らば其の勢の極まつた時、統治の形式の新たにせらるゝことはなかつたであらうか。若し新たにせられたとすれば、それは何であつたであらうか。我が國の上世に於いて、大和朝廷の勢力強盛となり、隨つて土地人民の私有者たる伴造、國造等に對し、徹底的に之を統制し得る機運の到來した時、大化の革新の決行に依つて、籠を唐朝に取つた郡縣制の施行を見たが、余は高句麗の都外に於ける五部の制、即ち長壽王以後二三代の間を出でない時代の新しい施設と思はれる此の特別なる地方行政組織を以て、同じ趨勢の所産であると思つたのである。然るに今西博士は地方區劃としての五部の存在を認めず、五部は都城内の區分であると同様に、貴族の「組別」であるとせられた。而してかういふ組別即ち所謂部別組織は、上代の部族

組織の變形であると考へ、其の移變の徑路を説明して、既記の如く、桂婁部の勢力が強盛となつた時、部内の地を五區に分ち、其の區分に從つて此の部の貴人の組別を行つたのであらうとせられ、又た中央集權の形勢の進むに從ひ、他の諸部族の貴人も王臣に列し、多く「五部貴人」の内に編入せられたから、舊部族の名稱は消失してしまつたのであらうといはれたのであるけれども、余は遺憾ながら之に同意することはできない。此の説の根柢となつてゐる所謂組別即ち部別(五部貴人)は、前に述べた如く通典の文から出た謬見でなければならぬからである。隨つて高句麗の社會組織并に國家體制に關し、今西博士の考説の歸するところが、紀元第三世紀の半頃、部族組織は既に衰頽し、平壤奠都の頃に至つて部別の制が其の完成の域に達したのであらうといふのに對し、余の其れは違ふ。都城の修佳江の流域にあつた時代の部族組織は、紀元第三世紀の初め伊夷模(山上王)の丸都城(國內城)に移つた當時は勿論、其の後もやゝ久しく元の狀態を維持してゐたであらう。——各部族間の盛衰興亡はあつたにしても——而して更に時代の降るに從ひ、王家の隆運と反比例して部族の勢力は漸く衰へ、同時に組織其のものも崩れてはいつたが、なほ少なくとも長壽王の治世の終る頃紀元第五世紀の末まで、何等かの形に於いて存し、且つ存在の意義を失はなかつたらしい。官位氏名に冠せられて麗紀の上代の部分に見える部族名が、降つた時代の高句麗の或る作者の修飾であらうと思はれる點からも、かういふ臆測が許るされよう。然るに其の後中央集權を目的とする政治上の變革に依り、府州郡縣の制に類する五部の制が布かれ、是に至つて古の部

族組織が全く影を潜めたのではあるまいかと、余は思ふ。

註

- 1 那珂通世遺書、一〇六——一〇八頁。
- 2 史學雜誌、第二五編、第四號(大正三年四月)、丸都及國內城考、四三五——四四七頁。
- 3 史林、第六卷、第三號(大正十年七月)、三六〇頁以下。
- 4 此の事については、他日詳しく論じようと思つてゐる。
- 5 高麗史、卷五六、地理志、開城府の條。
- 6 京都帝國大學文學部印行景印舊鈔本第一集。
- 7 内藤虎次郎博士撰、景印本翰苑跋。
- 8 隋書の問題の句の下には、「人皆皮冠」とあり、北史には、「人皆頭著折風、形如弁」とある。今西博士は人字を獬廌に附けて獬廌人と讀み、自ら疑つて、「人の字を附せしは明ならず」といはれたが、此の文字は下の句の主格である。
- 9 滿洲歴史地理、第一卷、三八三——四頁。
- 10 唐書、卷五八、藝文志、同上、卷八〇、太宗諸子傳。
- 11 藝文、第一二年、第一一號(大正十年十一月)、「百濟五方五部考」、五一頁。
- 12 同上、第八號(大正十年八月)、「百濟五方五部考」、六頁。
- 13 史學雜誌、第三十六編、第八號(大正十四年八月)、「欽明紀の佛教傳來の記事について」。
- 14 藝文、第一二年、第一一號、五〇及び五三頁。
- 15 滿鮮地理歴史研究報告、第八冊、「百濟に關する日本書紀の記載」、第一章參照。
- 16 此の事については、他日詳論する機會があらう。

17 世宗十年、下季良が王の命を命けて撰んだ箕子廟の碑(東文選、卷一二一)に「井田之制、八條之法、炳如日星、吾邦之人、世服其教」の句がある。

18 箕子志、第五參照。

19 朝鮮古蹟圖譜解説、第二冊。

20 西晋の初め、樂浪郡治は平壤から對岸の土城里に移つた。このことは他日詳論したいと思つてゐる。

21 此の事も別に論明するつもりである。

22 史林、第六卷、第三號「高句麗五族五部考」、五〇頁。

23 同上、五一頁。

24 同上、五九—六一頁。

25 魏志に、高句麗の五部族の中、たゞ桂婁部だけに部族を意味するらしい奴(麗紀の那)といふ文字を添へてないのは、それが王宗である關係から、當時の高句麗人の間に他の部族と區別して呼ばれてゐたからではあるまいか。晋代になると、此の王家は中國に通聘する時、高を以て姓としたらしく、宋書(卷九七)高句麗傳に「高句麗王高璉(長壽王諱は巨連)、晋安帝義熙九年(長壽王元年)遣長史高翼、奉表獻赭白馬」とあるのは、其の徵證と認むべき確實なる記事の最も古いものである。又た日本書紀、天武天皇十一年六月の條に「高麗王、遣下部助有卦婁、毛切、大古昂加、貢方物」とあり、之を日本後紀、延暦十八年十二月の條に「信濃國人外從六位下卦婁眞老……等言、己等先高麗人也」とあるのに照合すると、卦婁は一の姓と認められ、且つ其の字面は桂婁とよく似てゐる。因つて故那珂博士は「卦婁氏は、蓋高麗王の裔にして、部名を以て姓としたる者なるべし」といはれた(那珂通世遺書、外交釋史、一〇七頁)。洵に傾聽すべき説である。たゞ、高句麗の確實なる史料が極めて乏しく、他に類例を見出し得ないのは遺憾である。

26 宮王の事業については、別の論文に於いて詳説する機會があらう。

(大正十四年十一月稿 十五年七月補正)